

## 令和6年度 板橋区会計年度任用職員「清掃収集作業補助員」採用募集案内

令和6年1月15日  
板橋区板橋東清掃事務所  
板橋区板橋西清掃事務所

### 1 清掃収集作業補助員の募集について

板橋区清掃事業において、一定の要件を備えている者を選考の上、清掃収集作業補助員（会計年度任用職員）として任用し、各清掃事務所に配属しています。募集にあたっては、まず、清掃収集作業補助員として勤務を希望する方を名簿登録します。その後、任用が必要となった際に、名簿登録された方の中から選考を行い、任用します。

### 2 職務内容等

- (1) 職務名 清掃収集作業補助員
- (2) 職務内容 清掃車両に乗車し、集積所に排出されているごみを清掃車両に積み込む作業
- (3) 勤務場所 下記のいずれかの清掃事務所への配属となります。
  - ①板橋東清掃事務所 板橋区東坂下2-20-9  
(JR埼京線浮間舟渡駅 徒歩15分 都営三田線蓮根駅 徒歩13分)
  - ②板橋西清掃事務所 板橋区徳丸1-16-1  
(東武東上線東武練馬駅 徒歩7分)
- (4) 身分 会計年度任用職員

※ 会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される職員で、採用されると一般職の非常勤職員となり、職務専念義務や守秘義務等の服務規定が適用されます。

### 3 応募資格

- ・義務教育を終了した心身ともに健康で労働意欲のある方。  
※年齢要件や必要資格は特にありません。
- ・地方公務員法第16条（下記参照）の各号いずれかに該当する方の申し込みはできません。

#### 【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 任用期間

任用日から最長で令和7年3月31日

- ・任用事由等によって異なります。各清掃事務所にお問い合わせください。
- ・条件付採用期間があります（原則1か月）。

- ・勤務成績が良好な場合、再採用（継続して採用）を行うこともあります。

## 5 勤務条件等

- (1) 勤務日数 月20日以内
- (2) 勤務日 日曜日・1月1日～1月3日を除く所属長が定める日
- (3) 勤務時間 原則7時20分から15時55分のうち所属長が定める7時間15分  
(昼休み1時間を含む)
- (4) 時間外労働 原則なし ※ただし、緊急時に可能性あり
- (5) 報酬額等

- ・報酬（日額）：11,140円

※7時20分から15時35分までの勤務時間の場合。

採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

- ・通勤手当：交通機関等を使用して通勤する場合には交通費が支給されます。  
※通勤距離、通勤方法等に一定の制約があり、支給されない場合もあります。
- ・期末手当・勤勉手当：雇用期間など一定の要件を満たす場合に支給されます。  
また、祝日等に出勤した場合は、休日給が支給されます。

- (6) 休暇

年次有給休暇が、週あたりの勤務日数に応じて付与され、夏季休暇等があります。

- (7) 社会保険等

各法令で設けられている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。

- (8) 公務災害補償

公務上の災害または通勤による災害は、所定の手続きの後、認定された場合に補償されます。

## 6 申込受付期間及び名簿登録期間等

令和6年1月20日（土）～令和7年3月31日（月）

- ・年度毎の登録となり、登録期間は受付時から登録を希望する年度の3月31日です。
- ・登録された方の中から必要に応じて選考を行います。選考は先着順ではありません。
- ・登録期間に任用されない場合があります。
- ・登録期間を過ぎた名簿登録申込書・履歴書は区で責任を持って廃棄します。

## 7 登録方法

- (1) 必要書類

名簿登録申込書（写真貼付）

- (2) 申込手続

別紙名簿登録申込書に必要事項を本人が記入の上、希望する勤務先の清掃事務所に持参または郵送してください。なお、希望する勤務先が板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所のどちらで

も構わない場合はお近くの清掃事務所に持参または郵送してください。

- ・ 持参の場合：月～土・祝日の9：00～16：00 日曜日は受け付けできません。
- ・ 郵送の場合：普通郵便でも問題ありませんが、郵便の事故については責任を負いかねます。  
宛先 〒174-0042 板橋区東坂下2-20-9 板橋東清掃事務所作業係 採用担当 宛  
〒175-0083 板橋区徳丸1-16-1 板橋西清掃事務所作業係 採用担当 宛  
なお、申込書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

## 8 選考方法等

任用が必要になった際、登録された方の中から、必要に応じて面接等を実施し任用します。

## 9 問合せ先

- ・ 板橋東清掃事務所 作業係 電話03(3969)3721
- ・ 板橋西清掃事務所 作業係 電話03(3936)7441